

世羅町移住体験事業に係る承諾書

年 月 日

住 所

氏 名

私は、世羅町移住体験事業（以下「体験事業」という。）の申請に係り、下記の内容について承諾いたします。

記

○体験事業の期間と移住体験者

- ・体験事業の期間と移住体験者は申請書へ記載のとおりとする。

○体験料

- ・体験事業の体験料は、1週間（6泊7日）単位で1週間あたり10,000円とし、体験事業の開始日までに納付しなければならない。
- ・体験料には、光熱水費（電気、水道）、燃料費（ガス代）、放送受信料、インターネット利用料を含むものとする。
- ・灯油代、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品並びに交通費等の体験料に含まれない費用は、体験事業申請者（以下「申請者」という。）の負担とする。

○維持管理

- ・申請者は、借り受けた住宅を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。また、住宅、附属設備又は備品の全部又は一部が毀損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。
- ・申請者は、故意又は過失により、住宅、附属設備又は備品を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- ・地震・火災・水害等の災害、建物所有者がその維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず電気、ガス、水及びその他建物の設備に起因もしくは関連し、または盗難等により申請者がこうむった損害に対しては、世羅町はその責を負わない。
- ・申請者の使用により生じた軽微な修繕に係る費用については、申請者がその全てを負担するものとする。

○遵守事項

- ・申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1)留守や就寝時に施錠するなど、施設を善良に管理すること。また、住宅の鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
 - (2)火気の取扱に注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備えつけの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

- (3) 施設周りの除草や清掃を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 体験事業の期間が満了したときは、室内外の清掃を行い、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、施設の使用に関し町長が必要と認める事項。

○制限される行為

- ・申請者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
 - (2) 住宅を拠点に事業を行うこと。
 - (3) 体験者以外の者を同居させること。
 - (4) 興業及び展示会、その他これに類する催しの開催を行うこと。
 - (5) 文書、図書、その他の印刷物の貼付又は配布を行うこと。
 - (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行うこと。
 - (7) 犬猫等のペットを飼育すること及び近所の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
 - (8) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
 - (9) 体験期間中は就労（短期アルバイト等を含む。）をしないこと。
 - (10) その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

○許可の取り消し

- ・町長は、申請者が本注意事項に違反した場合及び体験事業を継続することが困難であると判断した場合は、許可を取り消すことができる。

○明渡し

- ・申請者は、体験事業の終了後は、直ちに施設を明け渡さなければならない。この場合申請者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。これは、体験事業の許可を取り消した場合も同様とする。
- ・申請者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。
- ・町長及び申請者は、第1項後段に記載された原状回復が必要な場合は、その内容及び方法について協議するものとする。

○立入検査

- ・町長は、住宅の防火、住宅の構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、申請者の承諾を得ることなく住宅内に立ち入ることができるものとする。
- ・申請者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

○事故免責

- ・住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、世羅町はその責任を負わないものとする。

○協議

- ・町長及び申請者は、本承諾書及び世羅町移住体験事業実施要綱等に定めがない事項並びに本承諾書の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。